

資料1-1

(資料1補足資料)

# 水道広域化推進プランの策定及び 京都水道グランドデザインの改定について

令和3年9月

京都府府民環境部

# 「広域的連携等推進協議会」設置の経過

## 京都水道グランドデザイン (H30.11 策定)

- 国の「新水道ビジョン」を踏まえ、都道府県版水道ビジョンとして策定
- 平成27年度から、市町村や外部有識者と熟議を重ね策定
- ◆ 将来にわたる安心・安全な水道水の供給体制を築くため、府内全域の水道事業の方向性を示す

3つの視点	8つの取組項目
1 安全性の保証	① 水源管理 ② 水質管理の向上 ③ 水道未普及地域等の対応
2 危機管理への対応	① 耐震化計画・アセットマネジメント ② 応急給水体制・応急復旧体制
3 持続性の確保	① 人材育成・技術継承 ② 中長期的視点の経営 ③ 公民連携の推進

まずは水道事業者が個別に取組

- ◆ 事業者単独では解決困難な課題について、**広域連携・広域化による解決を目指す**
  - 府域を3つの圏域(南部・中部・北部)に分け、**協議会を設置して広域連携・広域化の検討**に取り組む

- ◆ 市町村水道事業連絡会議(圏域別会議) 14回 開催
  - ・ 水道事業に関する情報交換、施設の相互訪問、広域連携等に関する意見交換や研究、水道事業の将来展望に関するワークショップ 等

## 水道法の改正 (R元.10 施行)

### 改正の概要

法律の目的 水道を計画的に整備 → 水道の基盤を強化

- |              |           |
|--------------|-----------|
| 1 関係者の責務の明確化 | 2 広域連携の推進 |
| 3 適切な資産管理の推進 | 4 官民連携の推進 |
| 5 工事事業者制度の改善 |           |

- ◆ 都道府県は水道事業者等との間の広域的な連携を推進するよう努めなければならない (法 第二条の二)
- ◆ 都道府県は国の基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、**水道基盤強化計画**を定めることができる (法 第五条の三)
- ◆ 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする**協議会(広域的連携等推進協議会)**を設けることができる (法 第五条の四)

- ◆ 「水道広域化推進プラン」策定の要請(H31年1月)

## 京都府水道事業広域的連携等推進協議会 (令和元年10月設置)

- ◆ 根 拠 水道法第5条の4に規定される「広域的連携等推進協議会」
- ◆ 目 的 圏域ごとの広域連携・広域化方針の検討、取組内容の合意 等
- ◆ 設置単位 府内3圏域(北、中、南部)に設置、必要に応じて「全体会」を開催
- ◆ 構 成 知事及び市町村長で構成、下部組織に幹事会(水道担当部長等で構成)

# 水道広域化推進プランの策定 (京都水道グランドデザインの改定)

国は、事業統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、市町村域を超えた水道事業の多様な広域化について、具体的かつ計画的に取組を進めていくため、都道府県に対し、令和4年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定(公表)を要請(平成31年1月)

## 【プランの主な記載事項】

- (1) 水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
- (2) 地域の実情を踏まえた広域化パターン毎の将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
- (3) 今後の広域化に係る推進方針(具体的取組内容とスケジュール) 等



京都府では、京都水道グランドデザイン(H30.11策定)の広域連携に係る記載内容を充実させ、水道広域化推進プランを兼ねるものとして改定

参考：プランとビジョンの関係(出典：厚生労働省HP)

### 水道広域化推進プラン

【性格：広域化の推進方針及び当面の具体的取組内容】

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等を記載。

※平成34年度末までの策定・公表

広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンに移行

相互に反映可能

広域化の記載内容を活用しつつ、充実させることにより策定可能

### 都道府県水道ビジョン

【性格：50～100年先を視野に入れた将来(当面10年程度)の水道の理想像】

将来に向けた理想像を設定。その実現に向けて、圏域を設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、様々な分野に関して今後の方向性を明示。

広域化	耐震化	緊急時対応	水質管理
・圏域の区分設定 ・広域化の方向性	・実施状況 ・方向性	・実施状況 ・方向性	・実施状況 ・方向性

水道広域化推進プランに基づく広域化等の事業は、地方財政措置の対象(事業を水道法に基づく「水道基盤強化計画等」に位置付けた場合は、国庫補助制度※の対象に)

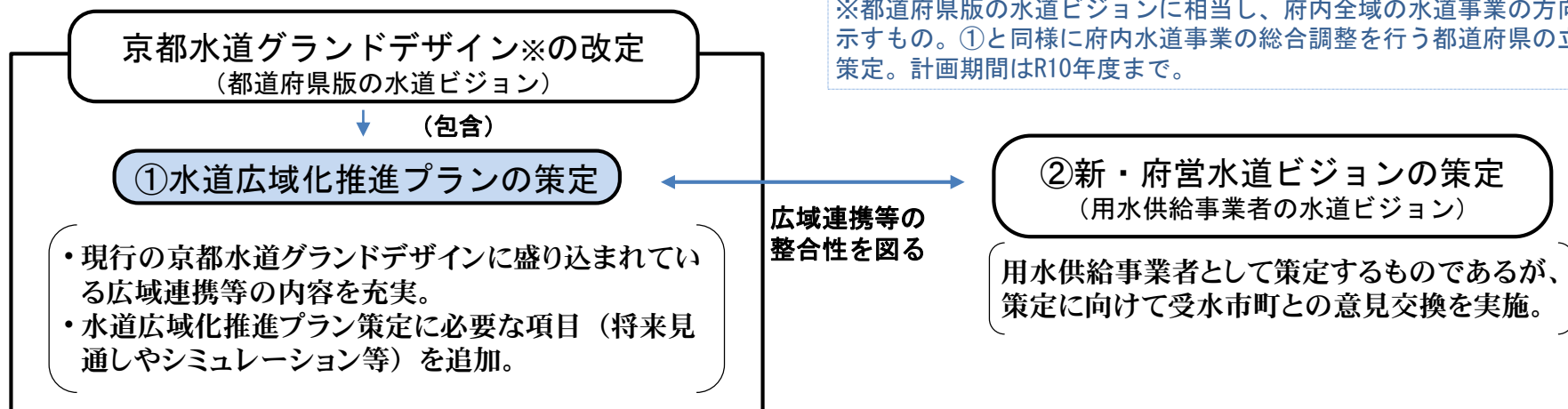
※補助事業の要件が、事業統合又は経営の一体化を行う方針であることに留意(令和16年度までの時限措置)

## <参考>各種計画の相関図

京都府では、令和4年度末までに2つの計画の策定を目指して、市町村も交えて議論を進めている。

- ① 水道広域化推進プラン → 府内の広域連携の推進を総合調整する都道府県の立場で策定
- ② 新・府営水道ビジョン → 用水供給を行う事業者の立場で策定（現行ビジョンの計画期間はR4年度まで）

※都道府県版の水道ビジョンに相当し、府内全域の水道事業の方向性を示すもの。①と同様に府内水道事業の総合調整を行う都道府県の立場で策定。計画期間はR10年度まで。



◆ 「水道広域化推進プラン策定」と「京都水道グランドデザイン改定」を兼ねる

- ・ 現行の京都水道グランドデザインは、計画期間の中間に当たるR5年度を目途に適宜見直しを行う予定としているが、水道広域化推進プランの策定期限等も踏まえ、その見直し時期を1年前倒しすることとし、その改定を行う。
- ・ 水道広域化推進プランを独立して策定することも考えられるが、京都水道グランドデザインに一本化（包含）することで、改定後のフォローアップや再度の見直しを行う際に一体的・効率的に進めることが可能。また、厚労省においても両者は相互に反映可能とされており、実際に都道府県版の水道ビジョン＝水道広域化推進プランとして策定済みの都道府県の事例もある。

# 将来見通しと広域化シミュレーション

京都府では、「水道広域化推進プラン策定マニュアル」等に基づき、検討・議論の材料となる広域化シミュレーションを実施してきており、その結果はプラン等に掲載していく予定。

## 水道事業のあり方に関する将来推計業務

### 1 対象地域（ランドデザインに定める3圏域）

（北部）福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町  
（中部）亀岡市、南丹市、京丹波町  
（南部）井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村

### 2 将来見通し（現状の運営を続けた場合の50年後を推計）

有収水量：現状の 57% に低下  
建設改良：現状の 1.7倍 に増加  
供給単価：現状の 3.1倍 に悪化（料金の高騰）

### 3 広域化シミュレーション

圏域ごとに経営の一体化を行った場合の効果額を算定

	北 部	中 部	南 部
広域化効果額累計 (50年間)	313 億円	76 億円	38 億円
供給単価の削減率	5.2 %	2.1 %	5.3 %

工事費、維持管理費等の削減 広域化に係る国庫補助金の活用

- ・市町村域を超えて、施設の共同設置、共同利用を推進（効果算定には、北部で6、中部で2施設の統合を想定）
- ・営業業務の共同化、システムの共同化等事務の広域処理を推進

## 府営水道アセットマネジメント検討業務

### 1 対象地域（府営水道及び送水エリア市町）

京都府営水道事業及び宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、京田辺市、木津川市、精華町、向日市、長岡京市、大山崎町

### 2 将来見通し（現状の運営を続けた場合の40年後を推計）

水 需 要：現状の 69% に低下  
施設老朽化による更新需要が今後も増加  
施設予備力： 現行 26% ⇒ 49% に増大

### 3 広域化シミュレーション

府営水道と受水市町の適正な施設規模の検討  
コスト削減とリスクマネジメントのバランスを考慮

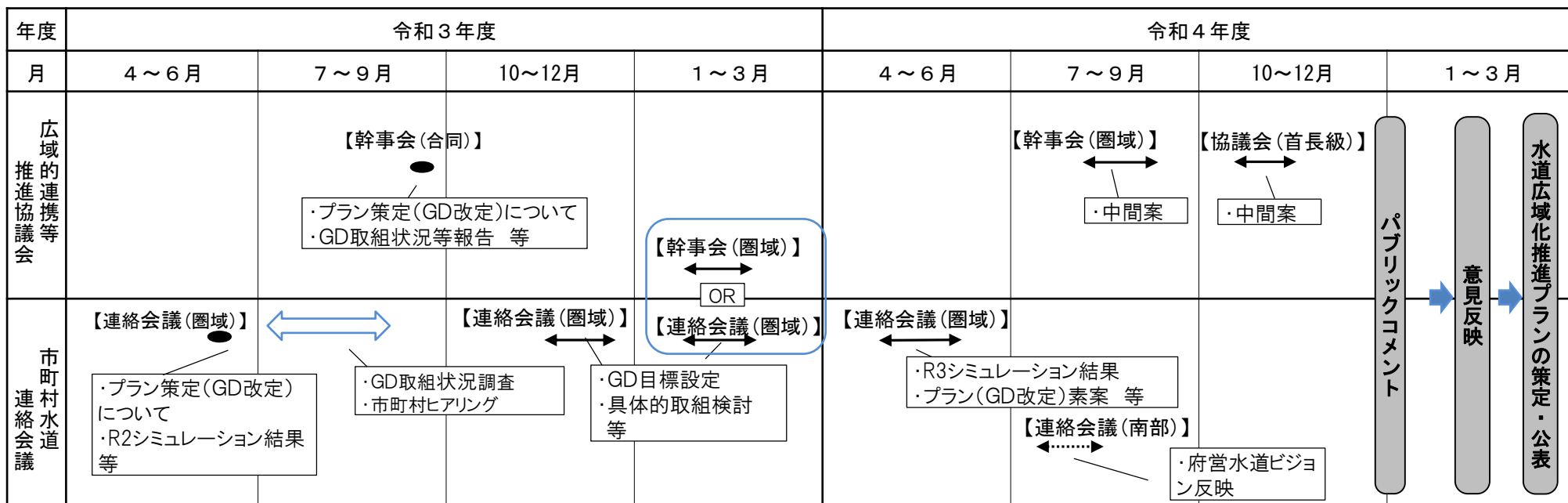
施設予備力を現行同水準となるよう合理化

リスク発生時※でも、日平均給水量を確保

※ 地震、浸水、土砂、濁水、電源喪失

現状 21浄水場 ⇒ 9~13 浄水場に削減可能  
建設改良費（40年間）：約100億円を削減可能

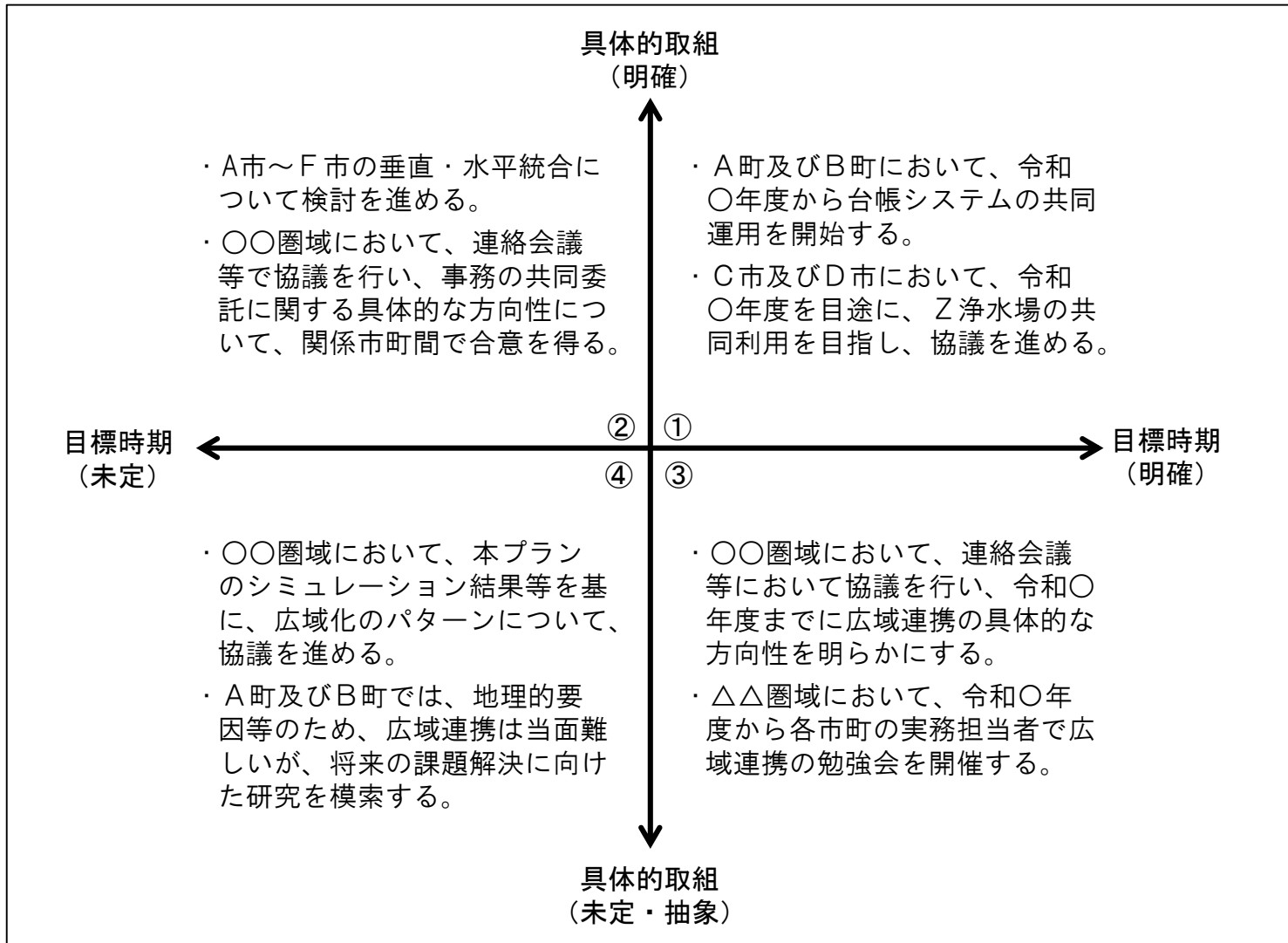
# プラン策定スケジュール



◆ 今後、広域的連携等推進協議会の幹事会等で議論を重ね、令和4年度に首長を対象とした協議会本会議を開催し、プラン策定の最終的な協議を実施

◆ 令和3年8月に市長会及び町村会に報告済  
(8月27日に知事市町村長会議で報告予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため延期)

# プラン案文イメージ



水道事業の基盤強化に向けて、地域に相応しいあり方を検討

# <参考>改正水道法に基づく取組の全体像

## 改正水道法に基づく広域連携の推進

(出典：厚生労働省HP)

### 厚生労働省

#### 基本方針 (改正水道法第5条の2)

水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

#### <都道府県・水道事業者等への支援>

- 計画策定に関するガイドラインの公表、懇談会等における優良事例の横展開等の技術的支援
- 広域連携、耐震化、台帳整備等への財政的支援

### 都道府県

#### 都道府県水道ビジョン

50～100年先を視野に入れた将来(当面10年程度)の水道の理想像を設定。その実現に向けて、圏域を設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、様々な分野に関して今後の方向性を明示。

広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンに移行可能

相互に  
参照可能

広域化の記載内容を  
活用しつつ、充実させる  
ことにより策定可能

#### 水道広域化推進プラン

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的な効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的な取組の内容やスケジュール等を記載。都道府県に対して令和4年度末までの策定を要請。

基本方針に  
基づき策定

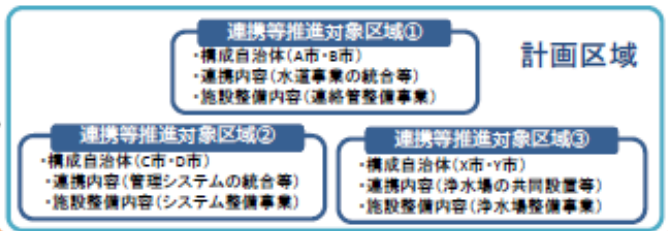
#### 都道府県の責務 (改正水道法第2条の2)

水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない

#### 水道基盤強化計画 (改正水道法第5条の3)

##### 水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画

水道事業者等との広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、計画区域内に連携等推進対象区域を設定し、広域連携を行うに当たり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。



#### 広域的連携等推進協議会 (改正水道法第5条の4)

広域的な連携の推進に関して協議を行うために都道府県が設置

(構成員)

- ・都道府県
- ・市町村
- ・水道事業者
- ・水道用水供給事業者
- ・学識経験者、その他都道府県が認める者

意見

### 水道事業者等

- ・ 水道基盤強化計画に基づく広域連携の推進
- ・ 施設の適切な維持管理
- ・ アセットマネジメントの実施
- ・ 水道施設の計画的な更新
- ・ 水道施設台帳の整備
- ・ 収支見通しの作成及び公表
- ・ 水道事業の基盤強化に向けた取組 等

(注) 都道府県水道ビジョンで設定した圏域等を活用し、その内容を充実・具体化することにより水道基盤強化計画の策定を進める。また、今後策定する水道広域化推進プランは、同計画の策定を見据え、広域連携の推進方針等を中心に記載することとなるため、最終的には同計画に引き継がれることを前提としている。